

2・5 海洋汚染防止対策

2・5・1 船舶からの廃物による汚染防止

船舶からの廃物による汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 V (ANNEX V) の全体的な見直しが IMO において行われている。平成 19 (2007) 年 7 月の第 56 回 海洋環境保護委員会 (MEPC56) から書面審議グループ (CG) が設置され、貨物残渣、^{ごみ}ダンネージ／包装材、一般廃棄物の原則排出禁止、および廃物生成を最小化するための一般的概念等に関する各国からの意見が取り纏められ、平成 20 (2008) 年 4 月の MEPC57 に検討結果が報告された。同会合では詳細な審議は行われず、引き続き CG を設置して、ANNEX V の改正案および ANNEX V 実施のためのガイドライン案の検討が行われた。当該案は平成 21 (2009) 年 7 月の MEPC59 で最終化する予定であったが、CG 内でも意見統一が取れなかったことから、再度 CG で検討を続け、平成 22 (2010) 年 9 月の MEPC61 において最終化する予定である。

2・5・2 船体付着物の越境移動最小化への取り組み

船体に付着した水生生物が越境移動することにより、生態系が破壊されるなど海洋環境に悪影響を及ぼしているとして、船体に付着した水生生物の移動防止に関する検討が IMO において平成 22 (2010) 年の完了を目処に行われている。

平成 20 (2008) 年 2 月の第 12 回ばら積液体ガス小委員会 (BLG12) で設置された CG において、次の項目について検討が行なわれ、平成 21 (2009) 年 2 月の BLG13 に報告された。

- ・ 船体付着物の移動による生態系破壊など海洋環境への影響に関する調査結果および既に実施されている防止対策の効果の検証
- ・ 現存する最も有効な対策および将来的に有効と思われる対策の検討
- ・ 対策の施行方法の検証
- ・ 暫定的なガイダンスの策定

BLG13 では、引き続き CG を設置し、船体付着生物の越境移動の抑制のための「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン案」の検討が本格的に開始された。CG においてまとめられたガイドライン案に対し、日本からは、

- ① ガイドライン案の実効性の観点から、船体に生物が付着していない状態を維持することを目的とすることは適切ではなく、可能な限り生物の付着を最小限に抑えることを目的とすべきであること
- ② 船体をクリーンに保つためには、防汚塗料による対策に限定せず、水中洗浄等の各種対策を有効に活用する必要があること
- ③ ガイドライン案に含まれている PSC の執行等の強制的内容については、非強制的のガイドラインに取り入れることは適切ではないことから、これらを削除すること

などを平成 22(2010)年 2 月の BLG14 において提案し、審議の結果、日本提案を踏まえてガイドライン案をより実効性のあるものに修正した。

同ガイドライン案は、次回会合(BLG15)にて最終化すべく、引き続き CG において検討されている。

2・5・3 総合的なビルジ処理システムの検討

(1) 経緯

平成 13(2001)年 3 月に開催された第 44 回船舶設計・設備小委員会(DE44)において、「機関室ビルジの汚染防止装置のガイドライン(GL)および仕様」に関する決議 MEPC.60(33)の改正審議が行われた。わが国は、日本船社の船舶に採用され機関室ビルジを効果的に処理するシステムとして実効をあげている「Whole Bilge Water Treatment System(WBTS)」の概念を提案した。DE45(平成 14(2002)年 3 月)および第 48 回海洋環境保護委員会(MEPC48)(同年 10 月)において、WBTS を MEPC.60(33)の改正ではなく、「船舶の機関室における油性廃棄物取り扱いシステムの GL」(MEPC./Circ.235)の改正作業として審議することが了承され、併せて「Whole Bilge Water Treatment System(WBTS)」から「Integrated Bilge Water Treatment System(IBTS)」に名称変更された。同 GL 改正案は DE を経て MEPC54(平成 18(2006)年 3 月)において「IBTS を含む船舶の機関室における油性廃棄物取り扱いシステムの改正 GL」(MEPC.1/Circ.511)として承認された。

その後、MEPC55(平成 18(2006)年 10 月)において、海洋汚染防止(MARPOL)条約付属書 I および VI ならびに関連 GL で、定義等の整合性を図ることとなり、この一環として MEPC.1/Circ.511 も改正作業が開始され、DE を経て MEPC58(平成 20(2008)年 10 月)において「2008 年版 IBTS を含む船舶の機関室における油性廃棄物取り扱いシステムの改正 GL」(MEPC.1/Circ.642)が承認された。

一方、油水分離器の性能基準を含む決議 MEPC.60(33)は、MEPC49(平成 15(2003)年 7 月)で改正され、決議 MEPC.107(49)が作成された。これにより、平成 17(2005)年 1 月 1 日以降に建造された船舶に搭載される油水分離器(新型油水分離器)は、乳化したビルジについても分離可能とすることが新たに求められることとなった。さらに、MEPC56(平成 19(2007)年 7 月)において、米国より、乳化したビルジを分離する能力を有していない旧型油水分離器からの排水が海洋汚染を引き起こしているとして、旧型油水分離器を新型油水分離器に換装するべきとするフェーズアウト提案が提出され、DE で検討を行うことが合意された。DE52(平成 21(2009)年 3 月)において、同米国提案は多くの国から強制的なフェーズアウトに対する懸念および機関室ビルジの総合的な検討の必要性が表明され、合意に至らなかった。なお、デンマークは、旧型油水分離器が十分な乳化したビルジ処理能力を有していないことを指摘し、旧型油水分離器に追加して設置される処理装置(Add-on 装置)による対応を前提として Add-on 装置の試験基準を提案したが、更なる検討が必要とされた。

(2)MEPC59 および DE53 における審議結果

平成 21(2009)年 7 月に開催された MEPC59 において、DE53(平成 22(2010)年 2 月)の議題として Add-on 装置の試験基準および IBTS の普及促進が追加された。DE53 において、わが国は Add-on 装置の試験基準の検討に対し、**①Add-on 装置のみで処理する試験方法と、②Add-on 装置と旧型油水分離器の組み合わせで処理する試験方法**の双方について検討すべきであるとし、**②の方法について試験基準案を提案した。**

審議の結果、**①および②の試験方法について**レスポンス・グループ(CG)を設置し検討することが合意された。また、同 CG において、IBTS を含む船上油性廃棄物汚濁防止措置手引書の GL についても検討されることとなった。